

第六十三号議案

江戸川区個人情報保護条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年九月二十六日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区個人情報保護条例の一部を改正する条例

江戸川区個人情報保護条例（平成六年三月江戸川区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 自己情報の開示の決定を受けた者が当該自己情報の開示を受ける期間は、第二十一条第一項の規定による通知があつた日から三箇月以内とする。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 前項ただし書に規定する正当な理由がないのに自己情報の開示の決定を受けた者が当該自己情報の開示を受けないときは、当該自己情報は、当該自己情報の開示の決定を受けた者に対して開示されたものとみなす。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた自己情報の開示の請求については、なお従前の例で適用し、施行日前にされた自己情報の開示の請求については、なお従前の例

による。

（江戸川区個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 江戸川区個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成二十七年七月江戸川区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち江戸川区個人情報保護条例第二十二条第三項を改め、同条に一項を加える改正規定を次のように改める。

第二十二条第五項中「訂正」の下に「（情報提供等記録の訂正を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

6 第一項の規定により、実施機関が、保有する情報提供等記録の訂正に応じた場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（説明）

自己情報の開示を受ける期間を三箇月とする規定を追加する必要があるので、本案を提出いたします。